

ID: 61

担当部署: 教育委員会事務局

<b>処分の概要</b>	特別の設備等の承認		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	八頭町社会体育施設条例 第9条		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第92号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (特別の設備の制限)  第9条 利用者は、体育施設を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成26年7月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日